レシート貼付欄

保証レシートの紛失などあった場合でも判るように記入しておくことをお勧めいたします。
保証内容が判らない場合、修理受付サポートセンターにて、登録いただいた電話番号でお調べできます。

購　入　日		商　品　名	
メ ー カ ー		型　　番	
保 証 年 数		電 話 番 号	
保 証 番 号			

Ver. 20250723Y

第７条　修理規定

1. 修理はメーカー、メーカーが指定する業者、当社が委託する修理会社でおこないます。
2. 修理には純正部品、汎用部品、リユース部品のいずれかを使用し、交換した部品の返却は致しません。
3. 修理は日本国内で且つ、出張修理が可能な地域が対象となります。
4. 修理の規定については予告なく変更させていただく場合がございます。すでに加入されている場合は、加入時の規定を適用させていただきます。

第８条　カスタマーハラスメントについて

当社は、当社及び当社関係者に対し、お客様から下記の行為があったと判断した場合、本保証適用の有無に関わらず修理をお断りする場合があります。

1. 威迫・脅迫・威嚇行為。
2. 人格を否定・蔑視する発言。
3. SNS・インターネット上での誹謗中傷。
4. プライバシーの侵害。
5. 保証の範囲を超える無償での修理要求や社会通念上過剰なサービス提供の要求。
6. 当社及び当社関係者への合理的理由のない謝罪や処罰の要求。

第９条　個人情報の取り扱いについて

1. 本保証の提供にあたり個人情報を取得した場合、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従ってこれを取り扱うものとします。
2. お客様からいただいた情報は、本保証の加入確認に使用いたします。また修理のご依頼時には、修理先（メーカーまたは委託修理会社）へ開示させていただきます。
3. 法令により個人情報が必要とされる場合において開示することがあります。
4. お引越し等で住所・電話番号に変更が生じた場合は、お買い上げ店舗または修理受付サポートセンターへご連絡をお願いいたします。

第 10 条　本保証の解約について

1. 本保証の当該商品のお買い上げ日から、その日を含む 8 日間は本保証契約を解約することができます。
2. 解約の申し出はお買い上げ店舗へご連絡ください。この場合、保証料金全額を返還いたします。

第 11 条　準拠法

本契約は日本国法を準拠法とします。

第 12 条　合意管轄

本規程の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地の管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

YAMADA

有料 長期保証

有料加入で本規程の内容を保証します

家電保

《物損保証》

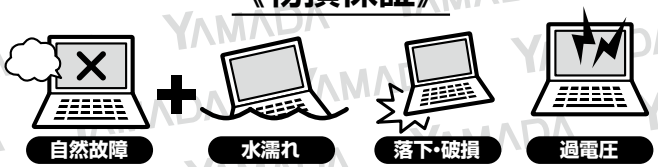

メーカー保証 1 年間＋

6年間・4年間・3年間・2年間 長期保証

故障かな?と思ったら

取扱説明書、またはメーカーサポートへご連絡いただき、
ご自身で解消できるエラーや内容でないかご確認ください。

事前に保証期間および保証規程をご確認ください。
保証期間が過ぎている場合や、保証対象外としている
不具合、内容の場合、保証が適用されません。
ご依頼の前に保証規程をご確認ください。

持込対象品は、ヤマダデンキ各店舗にて受付します。
出張対象品は、下記QRコードまたはフリーダイヤルよりご依頼ください。

修理受付サポートセンター
0120−506−858
電話24H受付（19:00～翌10:00自動音声受付） ※元日を除く

家電総合保証サービス「家電保物損付き」保証規程

家電総合保証サービス『家電保物損付き』(以下、「本保証」といいます。) は、株式会社ヤマダデンキ (以下、「当社」といいます。) が提供する延長保証サービスです。本保証は、お客様が加入料をお支払いし当社が保証書を発行した時点で加入手続きが完了し、お客様と当社間で家電総合保証サービス「家電保物損付き」保証規程 (以下、「本規程」といいます。) の内容に基づき契約が成立するものとします。当社は、保証書に記載された商品 (以下、「本商品」といいます。) について本規程に定めるところに従い無料で修理 (以下、「保証修理」といいます。) を提供するものです。

第 1 条　保証対象商品

33,000 円 (税込) 以上のパソコン、タブレットパソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラ、液晶テレビ、有機 EL テレビ。
※一部対象外の商品もございます。

第 2 条　保証加入料

1. 家電保物損付きの加入料は以下の通りです。物損故障の保証年数は第 3 条に定めます。　〈金額は全て税込です〉

対象商品	商品代金	保証期間	保証加入料
パソコン、タブレットパソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラ	33,000 円以上	3 年	商品代金の 10%
		4 年	商品代金の 13%
		5 年	商品代金の 15%
液晶テレビ、有機 EL テレビ	33,000 円以上	7 年	商品代金の 15%

2. 上記対象品のうちタブレットパソコン、レノボ社製パソコンは 3 年保証のみとなります。
3. 本保証への加入は、保証対象商品の購入と同時に限ります。

第 3 条　本保証が適用される故障区分と保証期間

1. 本保証が適用される自然故障とは、本商品の取扱説明書や注意書に従った使用方法で使用していたにもかかわらず、本商品に生じた電気的・機械的故障であり、かつ、本商品の製造メーカー (以下、「メーカー」といいます。) の保証規程において保証対象となる故障とします。
2. 本保証が適用される物損故障とは、本商品の取扱説明書や注意書に従った使用方法で使用していたにもかかわらず、偶然の事故に起因して本商品の機能が正常に働かなくなる故障とします。偶然の事故範囲は、落下など突発的な事故による変形・破損・破裂・故障または水濡れ、火災、落雷、異常電圧、風災、雪災による変形・破損・破裂・故障とします。地震・津波・噴火に起因する変形・破損、破裂・故障は対象外です。
3. 保証期間は、購入日またはお渡し日からご加入の保証期間 (メーカー保証期間含む、3 年間・4 年間・5 年間・7 年間) を経過した時点で満了します。
4. 保証期間のうち、メーカー保証期間中の自然故障は、メーカー保証規程に基づくメーカーが提供する保証を適用するものとし、メーカー保証満了日の翌日から本保証が適用されます。物損故障は、購入日またはお渡し日より本保証が適用されます。
5. 保証期間内にメーカーが代替品を提供した場合、またはメーカー保証期間を延長した場合でも、本保証期間は変更されません。　(「★」はメーカー保証。「○」は保証上限金額まで当社が保証します)

保証期間	故障区分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6～7 年目
3 年間	自然	★	○	○	対象外	対象外	対象外
	物損	○	○	○	対象外	対象外	対象外
4 年間	自然	★	○	○	○	対象外	対象外
	物損	○	○	○	○	対象外	対象外
5 年間	自然	★	○	○	○	○	対象外
	物損	○	○	○	○	○	対象外
7 年間 (テレビのみ)	自然	★	○	○	○	○	○
	物損	○	○	○	対象外	対象外	対象外

第 4 条　保証修理の範囲

1. 本保証期間中の液晶・有機 EL テレビの物損故障による保証修理は、3 回までとします。これ以降の物損故障は保証修理の対象外となります。但し自然故障は加入の保証期間満了まで本規程に沿って継続します。その他の商品については物損故障による修理回数の制限はありません。
2. 持込修理は、店舗へ持込みいただき修理した際にかかる修理費用 (送料・技術工料・部品代)、出張修理は、訪問した際にかかる修理費用 (出張料・技術工料・部品代) が保証修理の対象となります。持込修理・出張修理の判断基準は、メーカー保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証規程に準じます。
3. 保証修理の保証上限金額は、1 回あたり購入金額 (税込) までとなります。修理費用が保証上限金額を超過する場合は、お客様が超過分をご負担いただくか、当社がお客様へ代替品を提供して本保証は終了します。
4. メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止などにより修理ができない場合や修理部品の長期欠品などで当社が修理進行困難と判断した場合には、当社がお客様へ代替品を提供して本保証は終了します。
5. 代替品は、提供時の当社販売額が保証上限金額を超えないものとします。保証上限金額の範囲内で代替品の提供が困難な場合は、保証上限金額と代替品の差額を現金でお客様がご負担いただくことで、代替品の提供を行います。代替品は当社が選定を行うものとし、お客様が機種や販売店を指定する事はできません。
6. 代替品が提供された場合、本商品の所有権は、代替品の引渡しと同時に当社へ移転するものとします。
7. 当社が提供する代替品に延長保証は付帯できません。

第 5 条　本保証の対象外となる部品

下記の部品は本保証の対象外となり、発生する費用はお客様のご負担となります。

1. メーカー保証書や取扱説明書に付属品、消耗品と記載された部品。
2. 周辺機器やアクセサリーなど商品本体以外に生じた故障及び損害。
3. 主な対象外付属品、消耗品は以下の通りです。

商品名	主な対象外付属品・消耗品
パソコン / タブレットパソコン	マウス、キーボード※本体一体型除く、電池、バッテリー、タッチペン、AC アダプター
ビデオカメラ / デジタルカメラ	リモコン、記録メディア、電池、バッテリー、AC アダプター
液晶テレビ / 有機 EL テレビ	リモコン、接続コード、アンテナケーブル

第 6 条　本保証の対象外となる作業または内容

下記の作業または内容は本保証の対象外となり、発生する費用はお客様のご負担となります。

1. 機器のセットアップ、部品交換を伴わないリカバリー作業、外部機器の接続設定、高所作業、テレビの壁掛け料金等を含む設置にかかる作業料金。
2. ソフトウェアに起因する不具合及び機器に保存されている全てのデータ・プログラム・設定・記録内容。
3. お客様宅から当社、当社からお客様宅までの修理品送料、メーカー及び当社が定める基本出張料金を超過した出張料金及び船舶や航空機を利用した場合の料金また宿泊費用。
4. 代替品を提供する場合にかかる前 3 項の料金。
5. 各種クリーニング、異物除去、オーバーホール、エアコンガスチャージ、各フィルターのつまり除去、取扱説明。
6. 修理しなかった場合の修理キャンセル料や故障の症状が確認できない場合の点検診断料・出張料。
7. 使用上の誤りまたは通信環境等により発生した故障。
8. 表示パネルのドット抜け、表示パネルの焼き付き、排水詰まり、有機物、無機物、固体、気体に関わらず異物の混入による故障。
9. 持込修理品を出張修理で対応した場合にかかる出張料金。(出張修理が可能な場合に限ります)
10. 設置工事を起因とする不具合や故障。
11. 消耗・摩耗品及び付属品の不具合や本商品を一定期間 (一定回数) 使用した際に、メンテナンスや部品交換を必要とする箇所、またはその箇所のメンテナンスや部品交換を怠ったことによって生じた不具合や故障。
12. 設置環境、異常気象、天変地異、戦争 (宣戦の有無を問わず) や紛争、核燃料物質やその他の有害な特性に起因する故障及び損害。
13. さび、カビ、腐敗、変色、変質及びそれらに類するものを起因とした故障。
14. 性能・機能に影響のない塗装の剥離、汚れ、外観のキズ。
15. 故意、過失に起因する故障及び盗難、紛失、置き引き等により本商品を遺失した場合。
16. 本保証以外のメーカー等が提供する保証が適用された場合。
17. 故障した機器が使用できないことにより生じた損害。
18. 故障した機器に起因した身体的及び精神的な障害。
19. 当社以外に依頼し、修理した場合。
20. レシートや保証書の紛失等で購入履歴を確認できない場合。

〈裏面へ続きます〉